

新型コロナウイルス感染症に伴う 萩市中小企業経営安定資金融資制度のご案内 (利子補給・保証料の補助を行います)

萩市では、新型コロナウイルス感染症により事業活動に影響を受け、支障を生じている萩市中小企業者に対する資金を円滑に調達できるよう、金融機関を通じた低利融資の保証料と3年間の利子に対して補助を行ないます。

◆融資制度の概要（利子補給・保証料）

融資の内容	新型コロナウイルス感染症により事業活動に影響のあった中小企業者に対しての諸経費支払、事業経営など経営安定化に必要な資金の融資	
資金使途	運転資金	
対象者	中小企業法に規定する中小企業者、小規模事業者 など	
	個人	市内に住み、住民登録をしている方
	法人	市内に登録してある事業所を持つ方
制度名	【拡充分】 新型コロナウイルス感染症に伴う 萩市中小企業経営安定資金融資	【新設分】 新型コロナウイルス感染症に伴う 萩市中小企業経営安定 特別 資金融資
融資限度額	1,000万円	3,000万円
融資期間	10年以内（据置3年以内）	15年以内（据置5年以内）
融資利率	年 1.5%	
保証料率	協会所定の率による（ <u>保証料は萩市が全額補助します</u> ）	
保証人	法人代表者以外は不要	
担保	必要に応じて徴収	
取扱金融機関	市内金融機関の本店及び支店（山口銀行、西京銀行、萩山口信用金庫）	
貸付取扱期間	令和2年3月5日～令和2年6月30日	
その他	【拡充前】 5年以内（据置1年以内） ↓ 【拡充後】 <u>10年以内（据置3年以内）</u>	<u>日本政策金融公庫の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」に「特別利子補給制度」を併用し、国民事業で3千万円以上融資を受けた事業者等が対象となります。</u>
利子補給	<u>金融機関へ支払った3年間分の利子を中小企業者等へ全額補助</u> (融資実行後、市に対して申請が必要となります)	

- ・金融機関等の審査により、融資や融資限度額までお借入れができない場合があります。
- ・既存の萩市中小企業長期経営安定資金融資保証制度と別枠でのお借入れが可能です。

◆申請に必要な書類（融資関係）

- ①「新型コロナウイルス感染症に伴う萩市中小企業経営安定資金申込書」又は「新型コロナウイルス感染症に伴う萩市中小企業長期経営安定**特別**資金融資申込書」
- ②「新型コロナウイルス感染症に伴う萩市中小企業経営安定資金対象要件申告書」
(新型コロナウイルス感染症に伴う萩市中小企業長期経営安定**特別**資金については**日本政策金融公庫の融資を受けたことが分かる書類**)
- ③確定申告書一式【写】
〈法人〉最近3年分の決算書（3年分）
〈個人〉青色申告決算書（3年分）
- ④滞納のない証明【写】

融資手続きの流れ

申込書類の作成 : 中小企業者・金融機関

↓ ※ 萩市中小企業経営安定資金申込

受付・資格審査 : 萩市商工振興課・各総合事務所

↓ ※ 事前審査合格通知書

審査・信用保証依頼 : 中小企業者・金融機関

↓ ※ 信用保証委託申込書、その他

審査・信用保証承諾 : 山口県信用保証協会萩支店

↓ ※ 保証料補給認定申請書

保証料補給認定 : 萩市商工振興課

↓ ※ 保証料補給認定書

山口県信用保証協会萩支店

↓

融資実行

利子補給の流れ

利子補給の申込

↓ ※ 申込書、契約書、償還予定表等

(融資の実行後1か月以内)

受付・審査

↓ ※ 利子補給認定通知書

利子払込

↓

交付申請

↓ ※ 交付申請、利子払込証明書等

受付・審査

↓ ※ 交付決定通知書

利子補給

※利子補給の申込は融資実行後1回のみ
※交付申請は利子払込後（最大3年間）

(お問い合わせ先)

- ・萩市商工政策部商工振興課 25-3108
- ・山口県信用保証協会萩支店 25-2010
- ・市内の各取扱金融機関